

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び玖珠町契約規則(昭和58年規則第17号)第28条の規定に基づき公告する。

平成28年5月13日

玖珠町長 朝 倉 浩 平

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか玖珠町電子入札取扱要綱による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

**第1 競争に付する事項**

1	工 事 名	日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業 (仮称)玖珠町立博物館改修工事
2	工 事 場 所	玖珠町大字森
3	工 期	契約締結の翌日から平成29年 3月15日
4	工 事 概 要	RC造及びW造平屋建て 延べ床面積:497.58㎡ 建築面積:531.55㎡ 外部仕上、外部建具、内部仕上、電気設備工事、機械給排水設備工事、外構工事、解体工事
5	予 定 価 格	154,929,240円 (※予定価格×100/108= 143,453,000円)
6	総合評価に係る加算点の最高値	10点

**第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

本案件については、次の(1)から(3)のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 企業

次の表において(ア)から(オ)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(ア) 業 種	建築一式工事	玖珠町契約規則施行細則(昭和58年細則1号)第1章建設工事請負資格に基づき、建築一式工事について競争入札参加資格審査申請書を提出した者であること。
(イ) 等 級	A等級に格付けされていること。	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)※等級については開札日現在とする。
(ウ) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
(エ) 施 工 実 績	下記(3)の(イ)の施工実績を有すること。	—
(オ) 総合評定値(P点)	下記(3)の(エ)のとおり	—

(2) 配置予定技術者

次の表において、(ア)から(エ)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で配置できること。

(ア) 国 家 資 格 等	建築一式工事にかかる建設業法第15条第2号の資格を有すること。
(イ) 監理技術者資格等	上記(1)の(ア)の業種にかかる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
(ウ) 施 工 経 験	下記(3)のウの施工経験を有すること。
(エ) 雇 用 関 係 等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

(3) 本店所在地等

次の表において、(ア)の本店所在地に対応して、(イ)から(エ)のすべての要件を満たしていること。

(ア) 本店所在地	大分県内
(イ) 企業における同種工事の施工実績	平成18年4月1日以降に受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した建築一式工事で、最終受注金額が100,000千円以上の工事
(ウ) 配置技術者における同種工事の施工経験	平成18年4月1日以降に受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した建築一式工事で、最終受注金額が100,000千円以上の工事を施工した経験
(エ) 総合評定値(P点)	900点以上

※(ア)本店=建設業法に基づく主たる営業所

(イ)企業における同種工事の施工実績の対象となる工事については、平成18年4月1日以降請け負い、競争参加資格証明資料提出期限の日までに完成し、引渡を受けたものとする。

なお、工事は元請けとして施工したものに限り、また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(ウ)配置技術者における同種工事の施工経験の対象となる施工経験については、平成18年4月1日以降請け負い、競争参加資格証明資料提出の日までに完成し、引渡を受けたものとする。なお、工事は元請けとして施工したものに限り、また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(エ)総合評定値(P点)については、建築一式工事に係るものとし、有効期間内にある最新の総合評定値通知書によるものとする。

**第3 入札手続等**

1	担当部局	わらべの館 久留島武彦記念館開設室 住所：大分県玖珠郡玖珠町大字森868番地の2 電話：0973-72-6012
2	設計図書の閲覧	
(1)	閲覧期間	自 平成28年5月16日 9時00分 至 平成28年6月3日 17時00分 ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	閲覧場所	わらべの館 久留島武彦記念館開設室 ※設計図書貸出はCD-Rも用意していますので、必要な場合はパソコンを持参してください。
3	公告等に対する質問	
(1)	受付期間	自 平成28年5月16日 9時00分 至 平成28年5月31日 17時00分 ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	わらべの館 久留島武彦記念館開設室
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し、提出すること。(任意様式) ※郵送又は電送によるものは受け付けない。
4	上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)	
(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 平成28年6月3日 17時00分 ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
(3)	閲覧場所	わらべの館 久留島武彦記念館開設室
5	技術資料及び競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出	
入札に参加する者は、下記のとおり技術資料を提出すること。なお、作成方法は第6による。		
(1)	提出期間	自 平成28年5月16日 9時00分 至 平成28年5月31日 17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、玖珠町役場 総務課へ厳封のうえ、提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)
6	入札書の提出	
(1)	提出期間	自 平成28年6月1日 9時00分 至 平成28年6月3日 17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、上記(1)の提出期間内に、玖珠町役場 総務課へ厳封のうえ、提出すること。入札は原則として1回とする。
7	工事費内訳書の提出(入札書に添付すること)	
(1)	提出期間	自 平成28年6月1日 9時00分 至 平成28年6月3日 17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、上記(1)の提出期間内に、玖珠町役場 総務課へ厳封のうえ、提出すること。
8	開札	
(1)	予定日時	平成28年6月13日 9時00分
(2)	場所	玖珠町役場 会議室
(3)	立会	開札の立会は、玖珠町電子入札取扱要綱による。

**第4 工事費内訳書の作成等**

- 1 入札書の提出時に併せて、工事費内訳書を提出すること。  
なお、工事費内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。
- 2 作成方法は次によること。

(1)	入札書に記載されている入札金額に合致していること。
(2)	様式は添付様式を使用すること。(ファイルはPDF形式で保存すること。)
(3)	工事費内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。 また上記(1)、(2)の内容を満たさない場合は、工事費内訳書の提出がないものとみなす。
(4)	提出方法は、第3の7によるものとする。
(5)	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約担当者に提出すること。

**第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格**

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区 分	適用	備 考
1 最低制限価格		
2 低入札価格調査基準価格(失格基準有り)	○	本件入札において、最高評価者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、玖珠町低入札価格調査制度実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。(最高評価者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。) なお、低入札価格調査に先立ち、別記様式5に留意し、別記様式6「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。 ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。

## 第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明(評価)事項等		提出様式		添付資料	
1	表紙	別記様式1		—	
2	企業に対する評価及び競争入札参加資格等		技術資料様式第1号	・CORINSデータの写し ・契約書の写し 等	
	(1) 同種の工事の施工実績	・ISO登録の認証を確認できる資料			
	(2) 品質・環境マネジメントシステム	—			
	(3) 指名停止等の有無	—			
	(4) 工事成績評定点	技術資料様式第6号	—		
(5) 総合評定値(P点)等	—	・直近の総合評定値通知書の写し ・平成28年度格付け又は認定通知書の写し ・建設業許可書の写し			
3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		技術資料様式第2号	・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し 等	
	(1) 同種工事の施工経験	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ・健康保険被保険者証の写し等			
4	地域貢献等		—	・実績を確認できる書類	
	(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式第3号 技術資料様式第3-2号			・防災協定書の写し 等
	(2) 町内企業の活用計画	技術資料様式第4号 技術資料様式第4-2号			—
	(3) 町内産資材の優先使用計画	技術資料様式第5号			—
(4) 地域社会への貢献について	技術資料様式第7号	—	—		

項目	競争参加資格	技術評価の対象
企業の施工実績の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	平成18年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築一式工事で、最終請負額が100,000千円以上の工事	大分県内において、別添2発注の建築一式工事で、平成18年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した建築一式工事で、最終請負額が100,000千円以上の工事
企業の施工実績の工事成績評定点の対象とする工事	—	平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成検査を受けた、大分県土木建築部発注の建築一式工事
配置予定技術者の保有する資格等	建築一式工事にかかる建設業法第15条第2号の資格を有すること。	—
配置予定技術者の施工経験の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	平成18年4月1日以降受注し、証明資料提出期限の日までに履行した建築一式工事で、最終請負額が100,000千円以上の工事を施工した経験	大分県内において、別添2発注の建築一式工事で、平成18年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した建築一式工事で、最終請負額が100,000千円以上の工事を施工した経験

※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容及び確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び様式が異なる場合を含む)には、該当するものがないものとして取り扱う。(別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容及び確認できない場合を含む。)は無効とする。)

※3 提出された資料で評価内容が確認できない場合は、評価点が一番低いものに該当するものとする。

※4 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※5 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。

※6 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。

※7 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※8 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。

※9 提出された証明資料は、返却しない。

**第7 総合評価に関する事項等**

1	総合評価の方法	入札に参加する者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	<p>評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。</p> <p>(1) 評価値の算出方式          評価値は、次の算出方式により算出する。          ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数1,000,000)          イ 技術評価点＝標準点＋加算点          なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2) 技術評価点          競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、10点の範囲で加算点を加える。</p> <p>(3) 加算点の算出方法          別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p>
3	評価内容の担保	<p>落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> <p>(2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。</p>

**第8 入札参加資格事項等の共通事項**

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	<p>玖珠町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成23年玖珠町要領第7号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。</p>
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	<p>破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)</p>
5	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。          なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係          親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係          親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(3) 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係          協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、町の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。          また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>

**第9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明**

1	説明の請求	<p>競争参加資格がないと認められた者は、第10の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。</p> <p>なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。          提出場所は、第3の1に同じ。</p>
2	回答	<p>1の書面を提出した者に対しては、工事審査委員会の議を経たうえで、書面により回答する。</p> <p>なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。</p>

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	<p>(1)入札保証金 免除  (2)契約保証金 納付  ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。  また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>
2	開札の立会い	<p>(1)入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。  (2)開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。  (3)詳細は「玖珠町電子入札取扱要綱」による。</p>
3	事後審査及び落札者の決定方法	<p>(1)競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。  ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を有していないことが判明した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。  (2)開札後は、落札者の決定を保留する。  (3)評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、最高の評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。)  (4)評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。  (5)(3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。  (6)落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。  (7)(3)により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。  (8)落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求められることができる。  なお、手続きは第9を準用する。</p>
4	入札の無効等	<p>(1)入札の無効の取扱い  公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。  (2)談合情報の取扱い  ①総合評価における談合の認定基準  談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。  ②談合があったと認定した場合の対応  公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、一般競争入札の場合にあつては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p>
5	再苦情申立て	<p>第9の2の通知を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、町長に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p>
6	その他	<p>(1)資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うものとする。  (2)契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の(2)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」3の(2)により取り扱うものとする。  ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。  イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。  (3)契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。  (4)契約担当者は、契約締結後において、契約者が(2)又は(3)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。  (5)最低価格入札者、落札候補者、落札者及び仮契約者及び契約者(以下「落札者等」という。))は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。  また、(2)、(3)及び(4)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約(仮契約を含む。)の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。  (6)玖珠町契約規則第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。  (7)本工事は、議会の議決に付すべき契約につき、仮契約ののち議会(可決)によって本契約となる。なお、契約担当者は、議会の議決が得られなかったことに伴う損害が落札者に発生してもその損害賠償の責めを一切負わないものとする。  (8)入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>

別添

技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2 企業に対する評価及び要件等			
(1)	同種の工事の施工実績	技術資料様式第1号	第2の(3)の(イ)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、技術資料様式第1号に記載すること。 ※技術評価の対象は第6の留意点に記載 また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようCORIN Sデータ(一般データ及び技術データ)の写し又は契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
(2)	品質・環境マネジメントシステム		公告日現在において、公益財団法人日本適合性協会「以下「JAB」という。)又は「JABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関において発行したISO認証を取得している場合には、そのことを確認できる写し等を提出すること。なお、認定範囲を「建設」とするものに限ることとし、公告日現在有効な「ISO9001又はISO14001とする。
(3)	指名停止等の有無		平成27年5月1日から技術資料提出までの間に、玖珠町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成23年玖珠町要領第7号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。大分県から指名停止等を受けている場合は、その内容について技術資料様式第1号に記入すること。なお、技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止を受けた場合は、その旨を発注者へ書面により申し出ること。(評価(減点)の対象となる期間は平成27年5月1日から開札予定日までとする。
(4)	工事成績評定点	技術資料様式第6号	(1)過去4年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、技術資料様式6号に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2)記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。 ①大分県土木建築部が発注し、平成24年4月1日から平成28年3月31日の間に完成検査を受けた建築一式工事について記載すること。 ②記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 i 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 ii 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 iii 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ③共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ④件数が多いため、様式が複数枚に及び場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。 ⑤対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。 なお、平均値は70点未満とみなす。 ⑥記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑦公告日以前に平成24年4月1日から平成28年3月31日の間に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取扱いは上記②に記載したとおりとする。 ⑧合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取扱いは上記②に記載したとおりとする。
(5)	総合評定値(P点)	—	第2の(3)の(エ)に係る総合評定値(P点)について、経営事項審査における総合評定値通知書の写しを添付すること。ただし、有効期間内にある最新のものとする。(合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。)

3 配置予定技術者に対する評価及び要件等			
(1) 同種工事の施工経験	技術資料様式第2号	<p>第2の(2)の(ウ)に係る競争参加資格及び別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工経験等について技術資料様式第2号に記載すること。  ※技術評価の対象は第6の留意点に記載  ※工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している場合に限り評価する。  また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようCORIN Sデータの写し、又は契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控えの写し等の資料を添付すること。  ※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。  ただし、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとする。  なお、主任(監理)技術者としての施工経験のみとし、現場代理人等での役職での施工経験は対象としない。</p>	
(2) 保有する資格等		<p>第2の(2)の(イ)および(3)の(ウ)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準に該当する資格等について技術資料様式第2号に記載すること。また、記載した事項について、競争参加資格又は評価内容が確認できるよう免許等の写し、監理技術者証の写し、監理技術者講習修了証の写し及び健康保険被保険者証の写し等の資料を添付すること。  なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p>	
(3) 複数の技術者を記載する場合		<p>配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。(評価については、評価点の最も低い技術者により評価する。)  ただし、複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の(2)に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。)  同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。  また、前期書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止基準に基づく指名停止を行う。</p>	
証明事項等	提出様式		注意事項
	技術資料	競争参加資格 証明資料	
4 地域貢献等			
(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式第3号 技術資料様式第3-2号	—	<p>開札予定日現在で有効な明珠町を対象とした防災協定、国又は大分県と大分県内を対象とした防災協定の締結状況を技術資料様式第3号に記入し、防災協定書の写しを添付のうえ、提出すること。  なお、加入している団体が防災協定を締結している場合は、技術資料様式第3号に加え、技術資料様式第3-2号及び防災協定書の写しを提出すること。  次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。  ①異なる様式により提出された場合。  ②技術資料様式第3号が未提出又は未記入の場合。  ③加入している団体が防災協定を締結している場合において、技術資料様式第3-2号が未提出又は未記入の場合、若しくは内容が協定書と異なる場合。  ④防災協定書の写しが未提出の場合。  ⑤その他評価内容が確認できない場合。</p>
(2) 町内企業の活用計画	技術資料様式第4号 技術資料様式第4-2号	—	<p>当該工事に係る町内企業の活用計画について、技術資料様式第4号及び技術資料様式第4-2号に記載すること。  なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。  ※町内企業とは、明珠町内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。  計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は工事成績評定点を減点するとともに、指名停止基準に基づく指名停止を行うものとする。</p>
(3) 町内産資材の優先使用計画	技術資料様式第5号	—	<p>当該工事に係る町産資材の優先使用について、技術資料様式第5号に記載すること。  なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。  計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は工事成績評定点を減点するとともに、指名停止基準に基づく指名停止を行うものとする。</p>
(4) 地域社会への貢献について	技術資料様式第7号	—	<p>平成27年4月1日から公告の日までの間に明珠町で実施したボランティア活動の取組みについて記載すること。取組みがある場合は、写真または新聞記事等、実績を確認できる資料を添付すること。  なお、当該様式の未提出及び未記入の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p>

※本案件に係る競争参加資格の確認及び技術評価の審査については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

名称	根拠法	名称	根拠法
国	—	地方公共団体	—
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)	国立研究開発法人科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	国立研究開発法人理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)	消防団員等公務災害補償等共済組合	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)	独立行政法人環境再生保全機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
		独立行政法人農業者年金基金	
		中日本高速道路株式会社	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	成田国際空港株式会社	
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	西日本高速道路株式会社	
土地改良区連合		日本私立学校振興・共済事業団	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	日本たばこ産業株式会社	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	農林漁業団体職員共済組合	
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)	阪神高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)	東日本高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)		
		日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社並びに第17条の3各号に掲げる法人	



## 入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
  - (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、玖珠町電子入札取扱要綱(大分県電子入札運用基準を準用)による。
  - (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状(別紙様式)を提出すること。
  - (3) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
  - (7) 入札金額内訳書を提出しない者のした入札
  - (8) 郵送による入札
  - (9) 関連会社が参加している者のした入札  
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 親会社と子会社の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係  
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、町の入札参加資格を有している場合に限る。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。  
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札金額内訳書の提出
  - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書の提出をすること。
  - (2) 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式(PDF形式)で保存されたものに限る。
  - (3) 入札金額内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。また上記(1)(2)の内容を満たさない場合は、入札金額内訳書の提出がないものとみなす。

## 委 任 状

今般都合により、日出生台演習場周辺博物館改修工事助成事業（仮称）玖珠町立博物館改修工事の  
入札に関する一切の権限を(氏名) に委任しましたので、連署をもってお届けします。

平成 年 月 日

(受任者)住 所  
商号又は名称  
氏 名

㊞

(委任者)住 所  
商号又は名称  
氏 名

㊞

契約担当者

玖珠町長 朝 倉 浩 平 殿

## 低入札価格調査制度について

この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令(昭和22年制令第16号)第167条の10 第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未滿の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

玖珠町低入札価格調査制度実施要領に基づいて行います。

- (1) あらかじめ、低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」と表示する。)及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 最高評価値者が基準価格を下回る入札を行った場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を行うこととなります。
- (3) 調査の結果によっては、最高評価値者以外の者を落札者とする場合があります。

入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意してください。

- (1) 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行います。  
調査対象者は、当該通知の日から3日以内に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出していただき、6日以内に事情聴取を受けることとなります。
- (2) 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った際に、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断することがあります。
- (3) 町の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に100分の108を乗じて得た額を下回る入札は、自動的に失格とします。

経費区分	割合	備考
直接工事費	85%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	65%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

- (4) 次の場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断されます。
  - ・ 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの。
  - ・ 提出された「工事費内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
  - ・ 下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合
  - ・ 過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事について調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大分県または玖珠町が発注した工事で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを求めるものとします。
  - イ 65点未滿の工事成績評定を通知された企業
  - ロ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。  
ただし、軽微な手直し等は除く。
  - ハ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
  - ニ 自らの責に帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた企業
- (6) 契約締結の日から工事目的物引渡後1年間経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査において提出された資料及び説明(下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。以下「低入札価格調査の説明等」という。)に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、低入札価格調査の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。
- (7) 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を1年間保存すること。(すべての下請契約についても把握し、元請の責任において指導すること。)  
なお、報告書を提出しない場合、書類等を保存していない場合及び書類等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」ものとみなす。

## 低入札価格調査の資料の作成について

本件工事に係る最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり低入札価格調査を実施しますので、下記により提出資料等を作成のうえ、提出してください。(上記最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)

なお、提出資料等については、落札候補者の決定後、契約担当者から「低入札価格調査の実施について」の通知がなされるので、通知日から3日以内に(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)提出してください。

また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 事情聴取について

- ・日時及び場所：契約担当者から別途通知します。
- ・出席者：本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細書、根拠資料について説明できる方

#### 2 資料の作成・提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記1の通知日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に提出してください。

なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

##### (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- |             |       |
|-------------|-------|
| ① 「入札価格理由書」 | 様式1   |
| ② 「工事費内訳書」  | 様式2-1 |
| ③ 「間接経費内訳書」 | 様式2-2 |

##### (2) その価格により施工ができる特別の事由(該当があるものについて作成すること。)

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況          | 様式3-1 |
| ② 対象工事に関連する手持工事の状況               | 様式3-2 |
| ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連) | 様式3-3 |
| ④ 手持資材の状況                        | 様式3-4 |
| ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 様式3-5 |
| ⑥ 手持機械の状況                        | 様式3-6 |

##### (3) 労務者の具体的供給見通し

様式4

##### (4) 過去5年間に施工した公共工事名及び発注者

様式5

##### (5) 施工体系図

#### 3 注意事項

期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。

本調査に当たって、事実に相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。

施工時において、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払(支払遅延)があった場合や建設工事に係る県の規定(下請報告義務等)、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工において、指名停止または文書警告を受けた場合(事故、履行遅延、契約解除等を含む。)、総合評価落札方式における技術提案等に不履行があった場合、65点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は低入札価格調査委員会へ報告する。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後1年間の基準価格未満の応札は認められないこととなります。

低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書(別記様式5)を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存してください。(※すべての下請契約についても把握し、元請の責任において指導してください。)

なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。

## 入札価格の根拠資料について

様式番号	提出書類	根拠となる資料の具体例
1	入札価格理由書	
2-1	工事費内訳書	単価根拠資料(下請見積等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
2-2	間接経費内訳書	各項目の算出根拠資料(見積・過去実績等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
3-1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事 (CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事(CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3-5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3-6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写等
5	過去5年間に施工した公共工事名及び発注者	国(九州地方整備局)、大分県及び大分県内市町村発注の同種工事(CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること

※3-1、3-2、5で記載する対象工事の確認資料(CORINS工事カルテ等)は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認をする場合があるため、確認資料を会場に持参すること。

## 入札価格理由書

契約担当者 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者名

㊞

本件工事に係る入札価格理由書及び関係書類を次のとおり提出します。

なお、当該理由書及び資料の記載事項については、事実と相違ないこと並びに工事の施工(すべての下請契約を含む。)に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る町の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 入札金額	
4 入札額決定理由	







様式3-1

### 対象工事の場所の付近における手持工事の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

発注者	工事名	工 期	契約金額	備 考
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	

様式3-2

### 対象工事に関連する手持工事の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

発注者	工事名	工 期	契約金額	備 考
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	円	

## 入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 事業所の所在地
- 2 資材置場の所在地
- 3 施工場所
- 4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面(延長、位置等を記載すること)

詳細図

様式3-4

### 手持資材の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

品名	規格・型式	単位	数量	備考

様式3-5

### 資材購入先及び購入先と入札者との関係

商号又は名称 \_\_\_\_\_

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注)業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。  
例: 関連会社、協力会社、下請会社等

## 手持機械の状況

商号又は名称 \_\_\_\_\_

機械名称(購入年)	能力	単位	数量	備考(メーカー名等)





## 低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

発注者 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

平成〇年〇月〇日付けで契約締結した下記工事については、元請からすべての下請けに至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告します。

また、今後の支払等についても適正に処理することを誓約します。

なお、その事実を証明するための書類等については、工事目的物引渡の日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出(掲示)及び説明します。

ただし、違反(不適切な処理を含む。)していないことの事実を証明する書類等を保存していない場合、提出(掲示)できない場合又は説明(証明)できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

工事名 ○○○事業 ○○○○工事

工事場所 ○○○○線 ○○町大字○○